

役員の任期の起算日について

Q. 私は、平成5年5月28日に開催された通常総会において理事に選出され、就任しました。組合の定款では任期は「2年」となっています。2年後の任期満了日は、平成7年の5月28日でしょうか、あるいは5月27日でしょうか。

A. 理事などの役員の任期は、中協法第36条（役員の任期）により「2年以内において定款で定める期間」と定められていますが、この役員の任期の起算は、民法の規定に従わなければなりません。民法第140条（期間の起算）では、次のように規定されています。

「日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。」

ご質問では、5月28日に就任できる状況（前任者の任期が切れているか、辞任届が提出されている等の状況）にあると思われますので、就任日は、5月28日ですが、起算日は前記の民法第140条の前段により「期間の初日は算入されず」、翌日（29日）から起算されることとなり、2年後の平成7年5月28日が満了日となります。

なお、総会開催日である5月28日に現任者の任期が満了となるため、翌日の29日に就任するような場合は、民法第140条後段により、29日の「午前零時より」任期は始まるので、就任の初日である29日は期間に算入されることとなり、2年後の任期満了日は、平成7年5月28日ということになります。